

第3章 緊急事態応急対策

本章は、県から情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡があった場合、及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づき緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第1項 通報連絡、情報収集活動

町は、県から、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に関する通報・連絡があった場合、速やかに、災害等の状況把握のため、情報収集伝達を行う。

第1節 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

町は、県から、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態に関する連絡があった場合、県から連絡を受けた事項について、関係する地方指定公共機関及び防災業務関係者等へ連絡する。

第2節 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

町は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、県及び防災関係機関等と密接に連携を取るものとする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等）

町は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、県及び防災関係機関等と密接に連携を取るとともに、講ずべき措置について、県等と調整を行うものとする。

第2項 活動体制の確立

町は、原子力災害に対応するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

第1節 町の活動体制

情報収集事態発生時の情報収集体制の強化

町は、県から情報収集事態が発生した旨の連絡があった場合は、必要に応じて職員を参集させ、情報収集、集約、伝達及び関係課、関係機関等との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて原子力災害警戒体制に移行できるようにする。

(1) 原子力災害警戒体制

町は、次の施設基準に該当する場合には、情報収集及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて原子力災害警戒本部体制に移行できる体制をとる。

ア 設置基準

- (ア) 町内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の連絡があったとき。
- (イ) 原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の通報が県からあったとき。
- (ウ) 町長が必要と認めたとき。

イ 体制をとる部（班）

別途マニュアルにて定める。

ウ 原子力災害警戒体制の廃止

原子力災害警戒体制の廃止は、次の基準による。

- (ア) 発電所の状況に鑑み、特定事象に至るおそれなくなり、国や原子力発電所所在県においても原子力災害警戒体制を解除することとなったとき。
- (イ) 原子力災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。

(2) 原子力災害警戒本部体制

町は、次の設置基準に該当する場合には、町長を本部長とする原子力災害警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 町内において核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）が発生した旨の通報が県からあったとき。
- (イ) 原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報が県からあったとき。
- (ウ) 町長が必要と認めたとき。

イ 体制をとる部（班）

別途マニュアルにて定める。

ウ 原子力災害警戒本部の廃止

原子力災害警戒本部の廃止は、次の基準による。

- (ア) 原子力災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結又は事故対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めるとき。
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき。

(3) 災害対策本部体制

町は、次の設置基準に該当する場合には、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

ア 設置準備

- (ア) 本町又は県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき。

- (イ) 本町又は県の地域の一部分が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、原子力事業所において全面緊急事態（原災法第15条に規定される事態）が発生した場合。
 - (ウ) 町長が必要と認めたとき。
- イ 体制をとる部（班）
別途マニュアルにて定める。
 - ウ 災害対策本部の廃止
災害対策本部の廃止は、次の基準による。
 - (ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
 - (イ) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

第2節 専門家の派遣要請

町は、特定事象発生の情報連絡等がなされた場合、必要に応じ、国、県及び関係機関に対して専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

第3節 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 緊急消防援助隊の派遣要請

町は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動要請依頼を行う。

(2) 他の自治体の応援要請

町は、必要に応じ、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」及び県外都市との相互応援協定等により、県及び他の市町村に応援を要請する。

第4節 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を依頼する。

自衛隊の派遣要請手続きは、一般対策編 第3章第2項第5節「自衛隊災害派遣要請計画」による。

第3項 防災業務関係者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

第1節 被ばく管理のための連携確保

町は、防災業務関係者の安全確保を図るため、災害対策本部（又は、現地災害対策本部）と現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管理を行う。

第2節 防護対策

(1) 防護資機材の装着、配備等

町は、必要に応じ、防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

(2) 防護資機材の調達

町は、防護資機材に不足が生じ又は生じるおそれがある場合は、県やその他防災関係機関に対し、防災資機材の調達を要請する。

第3節 防災業務関係者の被ばく管理

(1) 防災業務関係者の防護指標

防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

(2) 被ばく管理

町は、県と連携し職員の被ばく管理を行う。

(3) 専門派遣チームの派遣要請

町、県、警察は、国の緊急時医療本部及び高度被ばく医療支援センターの専門派遣チームと、緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

第4項 緊急モニタリング活動

町は、必要に応じ緊急時モニタリング体制を確立し、空間放射線量、水道水等の環境試料の測定を実施する。

第5項 屋内退避、避難等の防護活動

町は県と連携し、屋内退避、避難等の防護活動については、緊急時モニタリング結果、指針の指標（避難の判断基準：0IL）、及び原子力施設の状況等を踏まえた国の判断、指示に基づき行うことを基本とする。

ただし、国からの指示がない場合であっても、県災害対策本部が、気象条件、原子力施設の状況等を踏まえ、初動時の予防的対応が必要と判断する場合は、屋内退避又は避難準備の開始等を指示する。

第1節 避難・屋内退避の対応方針

(1) 初動時における予防的対応（屋内退避）

ア 施設敷地緊急事態発生時

町は、県から屋内退避の注意喚起の要請があった場合には、住民に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

イ 全面緊急事態発生時

町は、住民に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を継続する。

ウ 原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合

原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合は、国がUPZ外に拡張される屋内退避エリアの範囲を予防的に同心円を基礎として判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が緊急時における実効性を考慮して行政区域単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示するとされている。

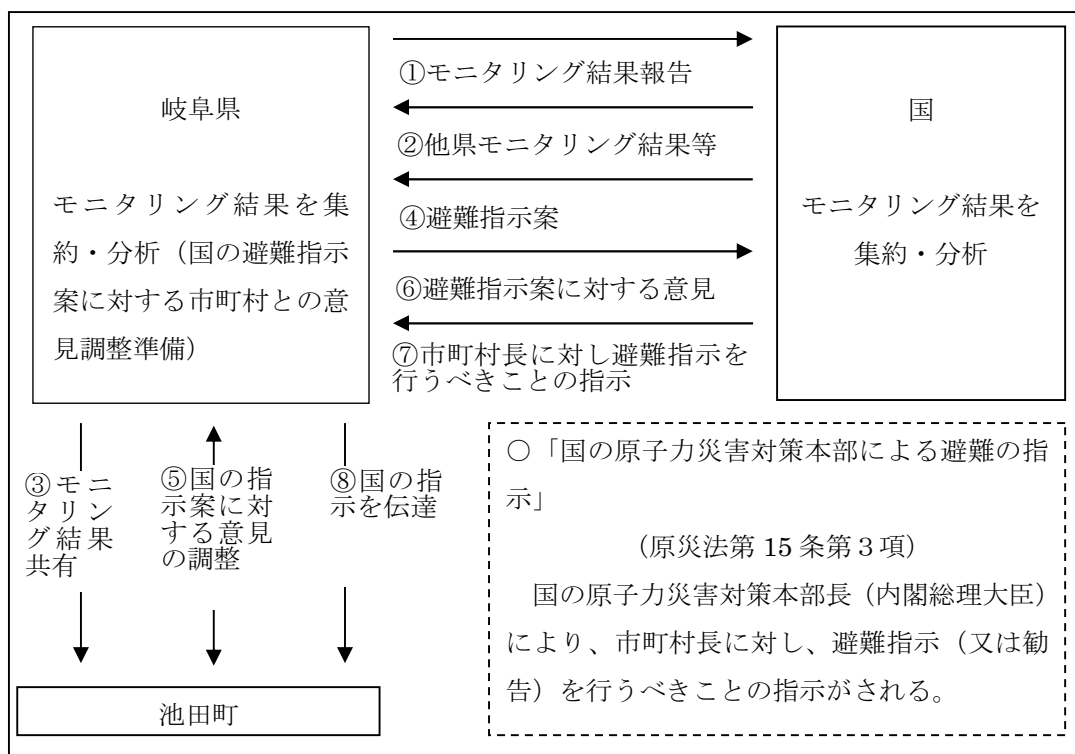
町は、県から屋内退避の指示があった場合には、住民に対し、屋内退避を指示する。

(2) 避難等に係る判断、指示

町は、県から国の避難等の指示案の伝達があった場合は、当該指示案に対する意見の調整を県と行う。その後、県を通じて国からの指示があった場合は、住民に対し、避難等を指示する。

このように、国の判断に基づき対応することを基本とするが、県内におけるモニタリング結果等により、県災害対策本部が特に速やかな避難等の対応が必要と認めた場合は、県の意見を踏まえ、避難等を指示する。

【国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ】



【指針の指標】

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1 日内を目途に区域を特定し、1 週間程度内に一時移転を実施
避難の判断基準（O I L） （モニタリング実測値で判断）	毎時 $500 \mu S v$ （マイクロシーベルト）	毎時 $20 \mu S v$ （マイクロシーベルト）

※ 地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率

第 2 節 避難の実施

（1）避難先の決定

町及び県は、広域避難方針に基づき、連携して受入市町村の候補を選定し、当該受入市町村と調整を図ったうえで避難先を決定する。県外への避難が必要となった場合には、広域避難方針に基づき対応するとともに、中部 9 県 1 市相互応援協定、県外都市との災害時相互応援協定等を活用する他、国・県等に対し支援を要請し、避難先を決定する。

（2）避難手段の確保

避難は、自家用車等による避難を原則とするが、これによる避難が困難な場合は、町及び県が所有する車両又は町及び県が支援要請した公共輸送機関による避難を行う。

なお、これによっても輸送能力が不足する場合は、輸送関係機関や避難先市町村の他、自衛隊等へ支援の要請を行うよう県に要請する。

（3）避難に資する情報の提供と避難誘導

町は県と協力し、住民に対し、避難先、避難経由所、避難経路等を周知のうえ、避難誘導を実施する。

また、避難退域時検査場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行う。

（4）避難の実施における関係機関の連携

町及び県は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、関係機関は、支援、協力を努める。

第 3 節 避難所

町は、県の支援のもと、避難所の適切な運営管理を行う。

原子力災害発生時において、特に留意すべき点は、以下のとおり。

（1）避難所の確保

町は、県と連携し、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

町、県は、国と連携し、避難者の健全な住生活の早期確保のために、可能な限り早い段階から、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅、並びに旅館やホテル等のあっせん及び活用等、二次避難先の確保に向けた検討を

開始し、可能な限り早期に移転できるよう努める。

(2) 避難者への心身のケア

町は、県と連携し、被災者の健康状態を十分に把握し、心のケアを含めた対策を行う。

(3) 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備

町は、県と連携し、必要がある場合は、指針等を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁止事項等について避難者へ説明するとともに、安定ヨウ素剤の配布準備を行う。

第6項 要配慮者への配慮

町は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者等が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、また、避難所での健康状態の把握等に努める。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努める。

第7項 原子力災害医療活動

町は、県が行う安定ヨウ素剤の予防服用、避難退域時検査等、原子力災害医療活動に協力する。

第1節 住民に対する避難退域時検査の実施

町は、県が実施する避難退域時検査が円滑に行われるよう協力する。

第2節 安定ヨウ素剤の予防服用

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、国が原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等を勘案し、避難と併せた防護措置として、その必要性を判断し、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。

国の原子力災害対策本部の指示に基づき、県から町に対し、安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示があった場合は、住民等に対し、原則として医師の関与のもとで、配布・服用を指示する。

なお、安定ヨウ素剤の予防服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤配布・服用に当たって」(原子力規制庁 平成27年12月24日改定)及び別途定める「安定ヨウ素剤取扱いマニュアル」によるものとする。

第8項 飲食物の摂取制限・出荷制限等

町は、国及び県から飲食物の摂取制限及び出荷制限等の指示等がなされた場合は、以下の通り対応するものとする。

第1節 飲料水、飲食物の摂取制限

町は、指針の指標(OIL) や食品衛生法上の基準等を踏まえた国及び県の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限について、住民に周知する等、必要な措置を講じる。

第2節 農林水産物等の採取及び出荷制限

町は、県から、国の指針、指導及び助言等を踏まえた農林畜水産物等の採取及び出荷制限措置があった場合は、これに協力するものとする。

また、町は、実施する措置について、県とともにその内容について、生産者、地域住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

第3節 飲食物、生活必需品等の供給、分配及び調達

町は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県等に対し、物資の調達を要請する。

第9項 緊急輸送活動

原子力災害が発生した場合に、避難者、専門家、モニタリング要員、原子力災害医療活動要員の移送、飲食物の搬送等を円滑に実施するため、町、県及びその他防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行う。

第1節 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、以下のものとする。

ア 避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材

イ モニタリング、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の予防服用指示に必要な人員及び資機材

ウ 緊急事態応急対策要員及び必要な資機材

エ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

オ その他緊急に輸送を必要とするもの

(2) 緊急輸送の順位

緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整する。

第1位 人命救助、救急活動に必要な輸送

第2位 避難者、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材

第3位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材

第4位 住民の生活を確保するために必要な物資

第5位 その他緊急事態応急対策のために必要となるもの

(3) 緊急輸送体制の確立

町は、県及び関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

第10項 住民等への的確な情報提供活動

町は、国及び県と連携し、原子力災害に関する情報を、多様な手段により迅速かつ的確に、分かりやすく提供するとともに、住民等の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

第1節 住民等への情報提供活動

(1) 住民への広報

町は、住民等への情報提供を図るため、次の方法等、利用可能な様々な手段を用いて情報提供活動を実施する。

ア 町防災行政無線

イ 広報車

ウ 自治会、民生委員・児童委員との連携

エ その他の方法

また、町は、以下の事項について情報提供活動を実施する。

ア 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）

イ 緊急事態応急対策の実施状況

ウ テレビ、ラジオの報道、防災行政無線等に注意するよう呼びかけ

エ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ

オ 不安解消のための住民に対する呼びかけ

(2) 実施方法

住民等への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。

ア 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避け、分かりやすく誤解を招かない表現を用いる。

イ 住民が利用可能な媒体を活用し、繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。

(3) 広報内容及び要配慮者等への配慮

町は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果、及び出荷制限等の状況、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、町、国、県等が講じている対策に関する情報、交通規制など住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

その際、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、要配慮者等に配慮した情報提供を行う。

第2節 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 問い合わせ窓口の設置

町及び県は、住民等からの問い合わせに速やかに対応するため、窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

(2) 安否情報の照会への対応

町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、県が行う安否情報の適切な提供のための被災者に関する情報の収集に協力する。

第11項 文教対策

学校等は、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、必要な対策を講じるとともに、避難所となった場合でも、適切な学校運営を図る。

第1節 生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

(2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、災害の状況に応じて、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

第2節 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、町から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、体育館等を避難所として開放するとともに、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難所運営マニュアル等に基づき、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支

援する。

第 1 2 項 町内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策

第 1 節 輸送に係る事業者等

(1) 輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報する。県は、通報の内容を町に連絡する。

また、当該事故に伴い特定事象に該当するに至った場合には、輸送に係る事業者等の防災管理者は、直ちにその旨を国、県、町、警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

(2) 輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

第 2 節 町及び県

町及び県は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難指示等必要な措置を講じる。

第 3 節 警察

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第 4 節 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。